

## 阿賀野市選挙管理委員会告示第 52 号

令和6年4月21日執行の阿賀野市長選挙及び阿賀野市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定による選挙運動に関する収入及び支出に関する要旨の公表方法は、同条第2項の規定により阿賀野市の掲示場にこれを掲示する方法により行うものと定めた。

令和6年4月14日

阿賀野市選挙管理委員会  
委員長 小林 壽 英